2024～2026年度

介護保険料が改定されます。

65歳以上の方（第１号被保険者）が納める介護保険料は、３年を計画期間とする介護保険事業計画を策定し、３年間の保険給付費の見込みに基づき、額を定めています。2024年度から2026年度までの介護保険料は次のとおりとなります。

保険料の基準額：年額　87,600円（月額7,300円）

※2021年度～2023年度介護保険料基準額は、年額90,000円（月額7,500円）でした。

〈基準額の決まり方〉

美里町で必要な介護サービスの総費用　×　65歳以上の方の負担分23％　÷　美里町に住む65歳以上の人数

所得段階		対象者	標準乗率	保険料率	保険料 年額
第1段階	住民税非課税世帯	・生活保護受給の方 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.455	0.285（軽減）	25,000円
第2段階	住民税非課税世帯	・本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.685	0.485（軽減）	42,500円
第3段階	住民税非課税世帯	・本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	0.690	0.685（軽減）	60,100円
第4段階	住民税課税世帯	・本人が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	0.900	78,900円
第5段階	住民税課税世帯	・本人が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	1.00（基準額）	1.00（基準額）	87,600円
第6段階	住民税課税世帯	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	1.20	105,200円
第7段階	住民税課税世帯	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	1.30	113,900円
第8段階	住民税課税世帯	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	1.50	131,400円
第9段階	住民税課税世帯	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	1.70	149,000円
第10段階（新設）	住民税課税世帯	・本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	1.90	166,500円
第11段階（新設）	住民税課税世帯	・本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	2.10	184,000円
第12段階（新設）	住民税課税世帯	・本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	2.30	201,500円
第13段階（新設）	住民税課税世帯	・本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	2.40	2.40	210,300円

※第１段階から第３段階の方は、国の低所得者対策により保険料が軽減されています。
※各所得段階ごとの保険料年額について、100円未満の端数はすべて切り上げをしております。
※2024年度より、第10段階～第13段階の所得段階が新設されました。

【重要】第１号被保険者（65歳以上の被保険者）の方の保険料が変更となるのは、確定申告による課税情報が確定した後に介護保険料を算定します。
普通徴収（納付書による納付及び口座振替）の方は、６月の保険料から、特別徴収（年金天引き）の方は、８月の保険料から変更となります。
６月に送付する「納入通知書」をご確認ください。

介護保険は、高齢者の方の暮らしを社会全体で支える制度です。ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】　福祉課　介護・高齢者支援係　☎４７－１１１６（直通）